

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次の記述のうち、電波法の目的及び用語の定義として正しいものを、同法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 この法律は、電波の有効かつ適正な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
- 2 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 5 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその管理を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A - 2 次に掲げる事項のうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定される事項に該当しないものを、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 空中線電力 2 工事落成の期限 3 呼出符号 4 運用許容時間 5 無線局の種別

A - 3 無線局の予備免許を受けた者が、総務省令で定める工事設計の軽微な事項の変更を行う場合は、電波法の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 工事落成後の検査の際、検査職員の指示に従って届け出なければならない。
- 2 変更した旨を工事落成後の検査の際に申し出なければならない。
- 3 あらかじめ総務大臣に変更する旨を届け出なければならない。
- 4 変更した後は、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

A - 4 次の記述は、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の廃止等について電波法の規定に沿って述べたものである。

内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許人は、その無線局を A ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B 以内にその免許状を返納しなければならない。

無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく C を撤去しなければならない。

D に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

- | | A | B | C | D |
|---|------|-----|------|--------|
| 1 | 廃止する | 1箇月 | 空中線 | の規定 |
| 2 | 廃止する | 10日 | 送信装置 | の規定 |
| 3 | 廃止した | 1箇月 | 送信装置 | の規定 |
| 4 | 廃止した | 10日 | 空中線 | 又は の規定 |

A - 5 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）が別表第2号の3の2に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りでない。

- (1) 平均電力が □ A □ の無線局の無線設備
- (2) □ B □ 無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が □ C □ 場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B	C
1	50 ミリワット以下	移動する	発生した
2	50 ミリワット以下	固定する	発生し、又は発生するおそれがある
3	20 ミリワット以下	移動する	発生し、又は発生するおそれがある
4	20 ミリワット以下	固定する	発生した

A - 6 次の表は、上欄に電波の型式を、下欄にその電波の型式を使用するアマチュア局の発射電波に許容されるそれぞれの占有周波数帯幅の値を、無線設備規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

電波の型式	A 1 A	A 2 A、A 2 B、A 2 D	A 3 E	F 1 B、F 1 D	F 2 A、F 2 B、F 2 D
占有周波数帯幅の許容値	□ A □ kHz	□ B □ kHz	6 kHz	2 kHz	□ C □ kHz

	A	B	C
1	0.25	0.5	0.5
2	0.25	1	1.5
3	0.5	2	2
4	0.5	2.5	3
5	1	3	6

A - 7 次の記述は、アマチュア局の受信設備の条件について電波法及び無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

受信設備は、その □ A □ 又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。

に規定する □ A □ が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい □ B □ を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。

その他の条件として受信設備は、なるべく次に適合するものでなければならない。

- (1) □ C □ が小さいこと。
- (2) 感度が十分であること。
- (3) 選択度が適正であること。
- (4) 了解度が十分であること。

	A	B	C
1	副次的に発する電波	擬似空中線回路	内部雑音
2	副次的に発する電波	空中線結合回路	総合歪率 ^{ひずみ}
3	誘導電流	擬似空中線回路	総合歪率 ^{ひずみ}
4	誘導電流	結合空中線回路	内部雑音

A - 8 次の記述は、空中線の指向特性を定める事項について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

空中線の指向特性は、次に掲げる事項によって定める。

- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
- (2) □ A □ の主輻射の角度の幅
- (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって □ B □ の伝わる方向を □ C □ もの
- (4) 給電線よりの輻射

	A	B	C
1	垂直面	電波	遮る
2	垂直面	不要発射の電波	乱す
3	水平面	電波	乱す
4	水平面	不要発射の電波	遮る

A - 9 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、免許状に記載された目的又は □ A □ の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信
- (6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
- (2) 通信を行うため □ B □ であること。

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、□ C □ を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

□ D □ に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C	D
1	通信事項	十分なもの	の(1)から(6)までに掲げる通信	、又はの(2)の規定
2	通信事項	必要最小のもの	の(1)から(4)までに掲げる通信	、の(1)又はの規定
3	通信の相手方若しくは通信事項	必要最小のもの	の(1)から(6)までに掲げる通信	、の(1)又はの規定
4	通信の相手方若しくは通信事項	十分なもの	の(1)から(4)までに掲げる通信	又はの規定

A - 10 次の記述は、混信等の防止について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、□ A □ 又は電波天文業務(宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような □ B □ を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

	A	B
1	放送の受信を目的とする受信設備	混信
2	放送の受信を目的とする受信設備	混信その他の妨害
3	他の無線局	混信
4	他の無線局	混信その他の妨害

A - 11 次の記述は、虚偽の通信を発した者に対する罰則について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

□ A □ に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備によって虚偽の通信を発した者は、□ B □ に処する。

- | A | B |
|--------------|---------------------|
| 1 自己若しくは身内の者 | 3年以下の懲役又は150万円以下の罰金 |
| 2 自己若しくは身内の者 | 5年以下の懲役又は250万円以下の罰金 |
| 3 自己若しくは他人 | 3年以下の懲役又は150万円以下の罰金 |
| 4 自己若しくは他人 | 5年以下の懲役又は250万円以下の罰金 |

A - 12 次の記述は、アマチュア局がモース無線電信により通信可能な範囲内にあるアマチュア局を一括して呼び出そうとするとき順次送信すべき事項を、無線局運用規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

CQ	□ A □
DE	1回
自局の呼出符号	□ B □
K	1回

- | A | B |
|--------|------|
| 1 2回以下 | 1回 |
| 2 2回以下 | 2回以下 |
| 3 3回以下 | 3回以下 |
| 4 3回 | 3回 |
| 5 3回 | 3回以下 |

A - 13 次の記述は、周波数等の変更に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、□ A □ 必要があるときは、当該無線局の □ B □ に支障を及ぼさない範囲内に限り、無線局の □ C □ の指定を変更し、又は □ D □ の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

- | A | B | C | D |
|---------------|-------|--------------|-------|
| 1 混信の除去その他特に | 目的の遂行 | 電波の型式若しくは周波数 | 人工衛星局 |
| 2 混信の除去その他特に | 運用 | 周波数若しくは空中線電力 | 無線局 |
| 3 電波の規整その他公益上 | 目的の遂行 | 周波数若しくは空中線電力 | 人工衛星局 |
| 4 電波の規整その他公益上 | 運用 | 電波の型式若しくは周波数 | 無線局 |

A - 14 次に掲げるもののうち、総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる場合を、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 運用の停止の命令を受けている無線局を運用していると認めるとき。
- 2 無線局の発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えていると認めるとき。
- 3 無線従事者とその操作範囲を超えて無線設備を操作していると認めるとき。
- 4 免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて無線局を運用していると認めるとき。
- 5 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるとき。

A - 15 次に掲げるもののうち、無線従事者とその免許を取り消されることがある場合に該当しないものを、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 失そう宣告の届出があったとき。
- 2 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 3 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 4 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。

A - 16 次の記述は、無線局の免許の取消しについて電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き □ A □ 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
- (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (5) □ B □ の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- (6) 免許人が □ C □ に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から □ D □ を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C	D
1	6箇月	無線局の運用	電波法又は放送法	2年
2	6箇月	電波の発射	電波法	3年
3	3箇月	電波の発射	電波法又は放送法	3年
4	3箇月	無線局の運用	電波法	2年

A - 17 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表においてアマチュア業務に分配されている周波数帯を下の番号から選べ。

- 1 18,018kHz ~ 18,068kHz
- 2 18,068kHz ~ 18,168kHz
- 3 18,168kHz ~ 18,268kHz
- 4 18,268kHz ~ 18,618kHz
- 5 18,618kHz ~ 18,780kHz

A - 18 次の記述は、「有害な混信」の定義について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の □ A □ の機能を害し、又は無線通信規則に従って行われる □ B □ の運用を著しく低下させ、□ C □ し、若しくは □ D □ に中断する混信をいう。

	A	B	C	D
1	特別業務	電気通信業務	妨害	一時的
2	特別業務	無線通信業務	制限	反復的
3	安全業務	電気通信業務	制限	一時的
4	安全業務	無線通信業務	妨害	反復的

A - 19 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の違反を認めた無線局は、同規則の規定によりどの措置をしなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 違反した局の属する主管庁及び国際電気通信連合に報告しなければならない。
- 2 違反を認めた局の属する主管庁に報告しなければならない。
- 3 違反した局の主管庁に報告しなければならない。
- 4 国際電気通信連合に報告しなければならない。
- 5 違反した局に連絡しなければならない。

A - 20 次の記述は、混信を避けるための措置に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

混信を避けるために

- (1) 送信局の位置及び□A可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。
(2) 不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、□A可能な場合には、□Bの□Cをできる限り利用して、最小にしなければならない。

A	B	C
1 業務の性質上	指向性のアンテナ	利点
2 業務の性質上	送信設備及び受信設備	電気的特性
3 無線技術上	無指向性のアンテナ	利点
4 無線技術上	電波伝搬	特性

B - 1 次の免許状の訂正に関する記述のうち、無線局免許手続規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を附して、その旨を申請するものとする。
イ 免許人からの免許状の訂正の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
ウ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、遅滞なく旧免許状を廃棄しなければならない。
エ 総務大臣又は総合通信局長は、免許人からの訂正の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。
オ 免許人は、氏名を変更したときは、適宜免許状の氏名又は名称欄を訂正し、総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

B - 2 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義に関する電波法施行規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の□アの周波数の□イ周波数からの許容することができる□ウの偏差又は発射の□エ周波数の□オ周波数からの許容することができる□ウの偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。

1 割当	2 中央	3 最大	4 占有	5 下限
6 特性	7 指定	8 発振	9 基準	10 最小

B - 3 次の記述は、無線通信の秘密の保護について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□ア相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条第1項又は第164条第2項の通信たるものを除く。以下同じ。）を傍受してその□イを漏らし、又はこれを窃用してはならない。無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。□ウがその□エに関し知り得たの秘密を漏らし、又は窃用したときは、□オに処する。

1 通信	2 業務	3 不特定の	4 存在若しくは内容	5 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
6 内容	7 特定の	8 無線従事者	9 3年以下の懲役又は150万円以下の罰金	
10 無線通信の業務に従事する者				

B - 4 次に掲げるもののうち、無線従事者規則の規定に照らし、無線従事者免許証を返納しなければならない場合に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者が日本の国籍を失ったとき。
イ 無線従事者が失そうの宣告を受けたとき。
ウ 無線従事者がその免許を取り消されたとき。
エ 無線従事者がその免許取得後、5年を経過したとき。
オ 無線従事者が無線設備の操作を5年以上行わなかったとき。

B - 5 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

異なる国のアマチュア局相互間の伝送が許される場合においても、その伝送は、□アで行わなければならない。かつ、試験のための□イの通報及び軽易で公衆電気通信業務によることが適当でない私的事項に限らなければならない。
アマチュア局を□ウのために□エの伝送に使用することは、絶対に禁止する。
及びの規定は、関係国の主管庁相互間の□オによって変更することができる。

- | | | | | |
|-------|-------|--------|---------|-----------------|
| 1 協議 | 2 第三者 | 3 無線通信 | 4 特別取決め | 5 国際電気通信連合の業務用語 |
| 6 データ | 7 普通語 | 8 国際通信 | 9 技術的性質 | 10 金銭上の利益 |